

鳥取県立〇〇学校 学校関係者評価委員会運営要綱

鳥取県立〇〇学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 自己評価の結果及び改善方策に対する評価に関する事項
- (2) 県立学校裁量予算による特色ある学校運営の状況に対する評価に関する事項
- (3) 自己評価及びその他の学校運営の改善に対する提言に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、5名程度を持って組織する。

(委員)

第4条 委員は、必ず保護者代表を加える他、地域住民、国立、私立及び市町村立学校の教職員など、県立学校の教職員以外から、学校長の推薦により、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、教育委員会が任命した日から当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては学校関係者委員会の庶務を行う学校長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県立〇〇学校において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。